

令和7年度 共同募金配分金助成事業募集要項

- 趣 旨 この要項は、共同募金配分金による社協助成要綱（以下「要綱」という。）に基づく助成金の公募の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 募集期間 令和7年3月14日（金）から令和7年4月15日（火）まで
8時30分～17時15分 ただし、土、日、祝日を除く。
- 対象団体 亀山市内における各種福祉団体等で、福祉的活動事業を行い、他から助成を受けることが困難な者。
- 助成基準 社会福祉の先駆的開発的事業並びに地域住民のニーズに基づく地域福祉・在宅福祉サービス事業で、助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）が、直接実施する事業の経費に充当することを原則とする。助成事業は、先駆的・開発的事業及び他から助成等を受けることが困難な事業を優先するが、次の項目に該当する経費に対しては行わない。
（1）役員会、総会、大会経費及び職員の人件費等、団体等の運営に要する経費
（2）2県以上にまたがる地区を対象とした大会や会議に要する経費
（3）他団体から委託を受けた事業の経費補填
（4）その他、社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業の経費
- 助成金額 助成金の額は、あらかじめ亀山市社会福祉協議会理事会の審議を経て、亀山市社会福祉協議会会長が決定する。
助成金額の上限を1団体40万円以下とし、他の補助金等との重複助成、また経理上余裕があると認められる団体にあっては配分されない。
- 申込方法 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会助成金交付規程に基づく所定用紙に必要事項を記入のうえ、次の書類を添え、亀山市社会福祉協議会に提出する。
（1）令和7年度共同募金配分事業計画書（各事業ごとに1枚）〔別紙1〕
（2）団体等の令和6年度事業報告書及び収支決算書、令和7年度収支予算書（総会資料他）
- 採否通知 助成金交付決定通知書により4月中に通知する。
- 実績報告 当該交付対象事業の終了後、速やかに事業実績報告をすること。

令和7年度共同募金配分金助成事業にかかる審査基準及び注意事項

<配分決定後の辞退・変更について>

配分の辞退、事業内容及び代表者名等に変更が生じた場合は速やかに事務局へ申し出、所定の手続きを行ってください。

<受配表示について>

実施事業の資料、印刷物、パンフレット等に共同募金受配の表示をしてください。
(例)「この事業は共同募金配分金が使われています。」

<事業報告について>

事業終了後は速やかに所定の事業報告書を提出してください。事業報告は、目的に対してどのような効果を上げることができたか具体的に明記し、特に研修等については、その事業を通して得たこと、学んだことを明記してください。また、準備時の昼食や不参加者への土産等、事業に直接関係ないものについては実績に入れないでください。

<支出科目について>

別紙「亀山市社会福祉協議会助成金申請にかかる支出科目の取扱基準」を参照してください。

1. 備品について

対象事業に供する資材・器具は備品とし1品目1万円以上(税込)上限5万円(税込)までとします。5万円以上の備品を購入することは可能ですが、助成金は5万円以内とします。

2. 飲食費について

原則として昼食等の食費は自己負担とします。ただし、親睦、交流を目的とする事業で、目的を達成させる上で必要不可欠な食費については、必要最小限の食費を助成対象とし、それを超える部分については自己負担でまかなってください。

3. 諸謝金について

諸謝金を支払う場合、目的と内容に見合った適正な金額を支払ってください。
(例)講師やボランティアに対し明らかに高額と思われる謝礼は認められません。

<対象外経費について>

4 経費（会報・機関紙、飲食費、旅費、個人給付費等）は原則として対象外経費としますが、事業実施等のうえで必要なものについては認めることとします。

【取り扱い基準】

1. 会報・機関紙

会報・機関紙に共同募金運動事業を掲載（按分）するものは認めます。

2. 飲食費

事業実施において必要なものは認めます。

①対象とするもの

（例）事業を実施するうえで飲食を伴うもの

②対象外とするもの

（例）事業に直接、関わらない事前の打ち合わせ会議等に関わるものは認められません。

（例）飲食店における飲食は認められません。

（例）共同募金を活用するうえで高額と考えられるものは認められません。

3. 旅費

事業実施において必要なものは認めます。

① 対象とするもの

（例）外部講師等に係るもの（旅費、宿泊費）

② 対象外とするもの

（例）事前の打ち合わせ会費等に要するものは認められません。

4. 個人給付費

事業実施において必要なものは認めます。

① 対象とするもの

（例）事業（助成）目的を明確にし、地域住民の理解を得られるもの

② 対象外とするもの

（例）共同募金を活用するうえで高額と考えられるものは認められません。

（例）配布の必要性がないもの（記念品等）